

郡山市上下水道局公告第199号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 8 年 2 月 2 日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契約番号	第25300909号
2	業種	販売業 医療機器・医薬品類及び医薬部外品又は販売業 産業・衛生資材類
3	件名	水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）購入単価契約
4	納入場所	郡山市上下水道局荒井浄水場
5	納入期限	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
6	物品調達 の概要	水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度） 1 k g 当たり 塩基度 67%以上75%以下
7	支払条件	(1)前払金 無し (2)部分払 無し
8	その他	入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

第2 入札執行の場所及び日時等

内容	日時（期間）	手続方法等
1 設計図書等の閲覧期間	公告の日から 令和8年2月17日（火）まで	上下水道局総務課において閲覧
2 設計図書等に関する質問期間	公告の日から 令和8年2月9日（月） 午後4時まで	持参又は電子メールにより質問書を提出
3 質問に対する回答期限	令和8年2月12日（木）まで	市ウェブサイトにおいて回答を公表
4 入札参加申請期間	公告の日から 令和8年2月17日（火） 午後4時まで	上下水道局総務課において申請
5 入札参加資格確認結果通知期限	令和8年2月25日（水）まで	入札参加資格確認通知書により通知
6 開札日時	令和8年3月3日（火） 午前10時15分	
7 開札場所	郡山市上下水道局庁舎3階 会議室	

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時及び場所に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本件の入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申請期限時点で、物品調達「販売業 医療機器・医薬品類及び医薬部外品」又は「販売業 産業・衛生資材類」において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月31日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 郡山市内に本店又は営業所を有する者であること。

第4 仕様書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、本物品調達に係る仕様書等を次のとおり閲覧することができる。
 - (1) 期間 公告の日から令和8年2月17日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場所 郡山市上下水道局庁舎3階 上下水道局総務課

2 設計図書等の複写

入札参加希望者は、閲覧期間内において、総務課長の承諾を得て、仕様書等の貸出を受け、これを複写することができる。

第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を熟読した後、本公告中第3に掲げる資格基準について、入札参加申請書（第3号様式）及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者に提出し、当該案件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）

2 確認結果の通知

郡山市上下水道事業管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を公告の日から令和8年2月9日（月）午後4時まで（市の休日を除く。）に、上下水道局総務課に持参又は上下水道局総務課契約係宛てに電子メールにより提出すること。なお電子メールにより提出した場合は、到達確認のため電話で報告を行うこと。（設計図書等質問書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）

郡山市上下水道局総務課契約係

メールアドレス：jousesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp

電話番号：024-932-7643

- 2 質問に対する回答は、令和8年2月12日（木）までに郡山市ウェブサイトにて公表する。

第7 入札保証金

免除とする。ただし、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は入札金額に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第8 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に入力すること。

なお、入札書には1kg当たりの納入単価（小数点第1位まで）を記載すること。

第9 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

- 1 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。
- 2 郡山市上下水道局物品調達入札参加者心得（平成20年6月30日制定）第7条に該当する入札は無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則として2回までとする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者は、電子契約による締結を希望する場合、開札日当日中に電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市上下水道局総務課契約係へ提出するものとする。
- 4 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 6 契約保証金は、免除する。

第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、契約番号及び件名並びに納入場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）、郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月31日制定）、郡山市上下水道局物品調達入札参加者心得による。

第14 その他

- 1 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 2 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。